

竹の塚交通安全情報

交通総務係
3850-0110(4112)

この標識、知っていますか？



これは、「特定の種類の車両の 通行区分」という規制標識です。

大貨、特定中貨は、指定された通行帯を通行しなければいけません。

大貨とは大型貨物のことで、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上の貨物自動車のことを言います。

特定中貨とは、車両総重量8t以上、最大積載量5t以上の中型貨物自動車のことを言います。

この例で言うと、大型貨物車または特定中型貨物車は、**第三通行帯（中央線側）**を通行しなければいけません。

違反者は、通行帯違反として取締りを受けます (道路交通法第20条第2項違反)

反則金：7,000円

行政点数：1点



もちろん、交差点を右左折する際は、あらかじめ車線変更しなければいけないので、その時は指定された通行帯を通行していなくても違反にはなりません。